

○京丹波町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成28年3月4日

告示第9号

改正 平成29年3月23日告示第18号

平成30年4月1日告示第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）  
第115条の45に規定する地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業  
（以下「総合事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、法、介護保険法施行規則（平成  
11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び地域支援事業実施要綱（平  
成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業  
の実施について」。以下「通知」という。）で使用する用語のほか、次に定めると  
ころによる。

(1) 要支援者とは、法第9条第1号に規定する第1号被保険者のうち同法第3  
2条の規定により要支援認定を受けた者をいう。

(2) 介護予防・日常生活サービス事業対象者とは、平成27年厚生労働省告示  
第197号に定める基本チェックリスト（以下「基本チェックリスト」とい  
う。）の記入内容が事業対象基準に該当した者（以下「事業対象者」という。）  
をいう。

(実施主体)

第3条 総合事業の実施主体は、京丹波町とする。

2 町長は、総合事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法  
人等（以下「受託事業者」という。）に委託することができる。

(事業の構成及び内容)

第4条 総合事業の構成と内容は、別表第1のとおりとする。

(サービス費の額)

第5条 介護予防・生活支援サービス事業（以下「サービス」という。）費の額は、  
別表第2に定める額とする。

(利用限度額)

第6条 事業対象者がサービスを利用するにあたり、1月あたりの利用限度額は、次  
の表のとおりとする。

事業対象者区分	利用限度額
要支援1・2	国が定める限度額によるものとする。
事業対象者	国が定める要支援1の限度額とする。

(高額介護予防サービス費等相当額の支給)

第6条の2 町長は、総合事業において、法第61条に規定する高額介護予防サービ  
ス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当  
する額（以下「高額介護予防サービス費等相当額」という。）を支給するものとす  
る。

2 高額介護予防サービス費等相当額の支給要件、支給額その他高額介護予防サービ  
ス費等相当額に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(サービス利用の申請等)

第7条 サービスを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、介護予防サ  
ービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（様式第1号。以

下「届出書」という。)、及び介護予防・日常生活支援総合事業利用申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)を、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の提出があったときは、その内容を審査し、事業対象者に対し、当該者が事業対象者である旨、基本チェックリストの実施日等を被保険者証に記載し、これを交付するとともに、京丹波町介護予防・日常生活支援総合事業利用可否決定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。
- 3 第1項の届出は、申請者に代わって、当該者に対して第1号介護予防支援事業を行う地域包括支援センターが行うことができる。
- 4 町長は、第2項の規定により事業の利用を決定したときは、受託事業予定者に対し京丹波町介護予防・日常生活支援総合事業利用委託書(様式第4号)により事業の委託をすることができる。

(利用料等)

第8条 総合事業を利用する者(以下「利用者」という。)は、事業の実施に要する経費の一部として、別表第3に定める事業区分に応じて、利用料を負担しなければならない。

- 2 前項の費用は、事業の実施を委託している場合にあっては、当該事業受託者において直接納付させることができるものとする。
- 3 当該事業受託者は、サービスの内容によって要した費用を実費相当分として、利用料とは別に徴収することができる。

(届出の義務)

第9条 利用者は、次に掲げるいずれかに該当した場合は、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 町外に住所地を変更したとき。
- (2) 事業を受ける必要がなくなったとき。
- (3) 事業の種類ごとの利用要件を満たさなくなったとき。

(利用の停止)

第10条 町長は、利用者から前条の届出があったときは、サービスを停止し、京丹波町介護予防・日常生活支援総合事業利用停止通知書(様式第5号)により申請者及び受託事業者に通知するものとする。

(利用の取消し)

第11条 町長は、利用者がこの要綱の規定に違反したとき、又は指示に従わなかったときは、利用を取り消すことができる。

(受託事業者の遵守事項)

第12条 受託事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業の実施については、利用者の身体上又は精神上的の障害に配慮し、利用者等の意思を尊重するよう努めなければならない。
  - (2) 利用者の身体的異変等による緊急時の対応と処置に努めなければならない。
  - (3) 事業の実施又は申請書等の経由に当たり、利用者等の人格を尊重するとともに、利用者等の身上及びその家族等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 町長は、受託事業者が前項に規定する遵守事項に違反したときは、委託を取り消すことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年3月28日から施行する。  
(京丹波町介護予防事業実施要綱の廃止)
- 2 京丹波町介護予防事業実施要綱(平成19年京丹波町告示第37号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この告示の施行日の前日までに、京丹波町介護予防事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成29年告示第18号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第17号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

事業構成		事業内容	
介護予防・生活支援サービス事業(第1号事業)	訪問型サービス事業	現行相当サービス	訪問介護員による身体介護、生活援助の実施
		訪問型サービスA	自立した日常生活を営むための家事援助の実施
		訪問型サービスB	
	通所型サービス事業	現行相当サービス	生活機能向上のための機能訓練や安全な入浴の実施
		通所型サービスA	自立した日常生活を営むための機能訓練の実施
		通所型サービスC	生活機能を改善するための機能訓練を短期集中で実施
	介護予防ケアマネジメント事業	事業利用者が自立した日常生活を営むためのケアマネジメントを作成	
一般介護予防事業	介護予防把握事業	要介護状態に陥る可能性の高い高齢者を把握するため、要介護(要支援)者又は事業対象者以外の高齢者に対し、基本チェックリストの配布・回収を実施	
	介護予防普及啓発事業	自立した日常生活を営むための介護予防に関する知識、習慣普及啓発のための介護予防教室等の開催	
	地域介護予防活動支援事業	自立した日常生活を営むための介護予防、生活支援、趣味活動等に資する住民グループ活動の支援	
	一般介護予防事業評価事業	住民に対して介護予防に関する知識の普及啓発、地域活動の実施状況の把握などの事業評価の実施	
	地域リハビリテーション活動支援事業	自立した日常生活を営むため、リハビリ専門職による指導や相談	

別表第2（第5条関係）

事業区分			サービス費
介護予防・生活支援サービス事業 （第1号事業）	訪問型サービス事業	現行相当サービス事業	国の通知に定める単価
		訪問型サービスA事業	国の通知に定める単価を下回る額で、委託事業にあつては委託契約書に基づく額
		訪問型サービスB事業	
	通所型サービス事業	現行相当サービス事業	国の通知に定める単価
		通所型サービスA事業	国の通知に定める単価を下回る額で、委託事業にあつては委託契約書に基づく額
		通所型サービスC事業	
	介護予防ケアマネジメント事業		現行相当サービス利用の計画のみ、国の通知に定める単価

別表第3（第8条関係）

事業区分			利用者負担額
介護予防・生活支援サービス事業 （第1号事業）	訪問型サービス事業	現行相当サービス事業	国が定める法定割合
		訪問型サービスA事業	町長が定める額
		訪問型サービスB事業	
	通所型サービス事業	現行相当サービス事業	国が定める法定割合
		通所型サービスA事業	町長が定める額
		通所型サービスC事業	
	介護予防ケアマネジメント事業		国が定める自己負担額
一般介護予防事業		サービス提供主体が設定した額	

様式第1号(第7条関係)

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書

		区 分	
		新規・変更	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号	
フリガナ			
		個 人 番 号	
		生 年 月 日	性 別
		年 月 日	男・女
介護予防サービス計画の作成・介護予防ケアマネジメントを依頼(変更)する地域包括支援センター			
地域包括支援センター名		地域包括支援センターの所在地 〒	
		電話番号 ( )	
介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入してください。			
居宅介護支援事業所名		居宅介護支援事業所の所在地 〒	
		電話番号 ( )	
介護予防支援事業所又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等			
※変更する場合のみ記入してください。			
変更年月日 (平成 年 月 日付)			
京丹波町長 様 上記の地域包括支援センターに介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼(変更)することを届出します。			
年 月 日			
被保険者 住 所		電話番号 ( )	
氏 名			
保険者確認欄	<input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複		
	<input type="checkbox"/> 介護予防支援事業者事業所(地域包括支援センター)番号		

- (注意) 1 この届出書は、介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所等が決まり次第速やかに京丹波町へ提出してください。
- 2 介護予防サービス計画の作成もしくは介護予防ケアマネジメントを依頼する介護予防支援事業所又は介護予防支援を受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず京丹波町へ届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。
- 3 住所地特例の対象となる施設に入居中の場合は、その施設の住所地の市町村の窓口へ提出してください。

様式第2号（第7条関係）

京丹波町介護予防・日常生活支援総合事業利用申請書

年 月 日

京丹波町長様

京丹波町介護予防・日常生活支援総合事業を利用したいので、次のとおり申請します。  
なお、申請にあたり、下記のことについて誓約します。

記

被保険者番号		個人番号	
住 所	京都府船井郡京丹波町		
氏 名		男 ・ 女	
生 年 月 日		年 月 日	( 歳)
電 話 番 号	( )		
緊 急 連 絡 先	氏 名 : 続柄 ( ) 電話番号 :		
利 用 事 業 名	1 訪問型サービス ( ) 2 通所型サービス ( )		

1. 私は、事業の利用にあたり、自己の介護予防・健康管理に努め、自らの意思で事業を利用することとします。
2. この事業で得られた個人に関する情報を統計処理することに同意します。
3. この事業で得られた個人に関する情報を、ケアマネジメント事業や事業実施の際に活用する観点から関係機関へ提供することを了承します。
4. 通所型サービス事業の実施施設における利用に関する規定を遵守します。

申請者（上記氏名と異なる場合のみご記入ください）

氏名 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

京丹波町長

京丹波町介護予防・日常生活支援総合事業利用決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった京丹波町介護予防・日常生活支援総合事業の利用について、次のとおり決定（却下）しましたので、通知します。

記

1 決定

氏 名		男 ・ 女
住 所	京都府船井郡京丹波町	
利用承認事業	事業（ ）	
事業実施場所		
利 用 料	円	

2 却下

理 由	
-----	--

様式第4号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

京丹波町長

京丹波町介護予防・日常生活支援総合事業利用委託書

下記の対象者について、京丹波町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に基づき、本事業を委託します。

記

利用者氏名		男・女
生年月日	年 月 日	
住所	京都府船井郡京丹波町	
電話番号		
委託するサービス	事業（ ）	
緊急連絡先	氏名： 続柄（ ） 電話番号：	
備考		



様式第5号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

京丹波町長

京丹波町介護予防・日常生活支援総合事業利用停止通知書

下記の対象者について、京丹波町介護予防・日常生活支援総合事業の利用の停止の申し出がありましたので通知します。

記

利用者氏名		男・女
生年月日	年 月 日	
住所	京都府船井郡京丹波町	
電話番号		
停止するサービス	事業（ ）	
停止の理由		